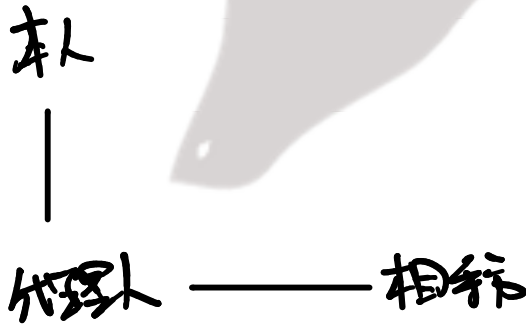


### 代理人の行為能力 宅建 H24-02-1 《#829》

【問】正誤をつけよ。

未成年者が代理人となって締結した契約の効果は、当該行為を行うにつき当該未成年者の法定代理人による同意がなければ、有効に本人に帰属しない。



【答え】誤り

《ポイント》 代理人の行為能力 【★宅建入門】

制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。（民法 102 条）

《参考》 【★頻出基本】

《まとめ》任意代理権の消滅事由

	死亡	破産	後見開始の審判	(解約)告知
本人	消滅※	消滅	消滅しない	消滅(解任)
代理人	消滅	消滅	消滅	消滅(辞任)

※ 登記申請の代理権は、本人の死亡によって消滅しない